

学修評価・卒業等認定（薬学部）

1 卒業要件

本学薬学部を卒業するためには、6年以上在学し、必修科目と選択科目を合わせて186単位以上を修得しなければなりません。

《卒業に必要な単位数一覧表》

2024年度以降入学生

| 授業科目の区分 | 必修科目 | 選択科目 | 自由科目 |
|---------|----------|---------|------|
| 教養科目 | 21.5 単位 | 6 単位以上 | 2 単位 |
| 専門科目 | 159.5 単位 | 4 単位以上 | 7 単位 |
| 合計 | 181 単位 | 10 単位以上 | |
| | 191 単位以上 | | |

2023年度以前入学生

| 授業科目の区分 | 必修科目 | 選択科目 | 自由科目 |
|---------|----------|--------|------|
| 教養科目 | 18.5 単位 | 6 単位以上 | |
| 専門科目 | 161.5 単位 | | 6 単位 |
| 合計 | 180 単位 | 6 単位以上 | |
| | 186 単位以上 | | |

備考 必修科目：必ず履修しなければならない科目です。

選択科目：学生が選択し履修する科目です。

自由科目：卒業要件にはなりませんが、学生が選択し履修できる科目です。

2 試験

（1）試験の方法

試験は、筆答、口答、実技、論文・レポート提出等により行います。

（2）試験の実施時期

試験は、原則として各科目の所定の授業が終了した学期末に期間を定めて行いますが、科目によっては試験期間外に行うことがあります。

（3）追試験

以下の項目に該当し、試験を受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができます。

- ① 学生が病気または負傷した場合
- ② 学生の親族が死亡した場合（2親等以内の親族または同居の親族に限る）
- ③ 公共交通機関の遅延による場合
- ④ 学生が非常災害の被害に遭った場合
- ⑤ 学生が裁判員裁判へ参加する場合
- ⑥ その他やむを得ないものと認められた場合

追試験を受けようとする者は、「追試験受験願」に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて、登学可能後速やかに事務室へ提出してください。

(4) 再試験

試験又は追試験で不合格となった者に対しては、担当教員の判定に基づき、再試験を行うことがあります。

再試験を行うときは、その日時等を事前に学生ポータルに掲示板又は Microsoft Teams に掲示します。

(5) 受験の際の注意事項

- ① 試験監督者（教員）の指示に従うこと。
- ② 試験は所定の座席で受験すること。
- ③ 学生証は机の上に置き、忘れた場合は事務室で仮学生証発行の手続きを行うこと。
- ④ 受験のために必要な筆記用具及び許可された物品以外の携帯品はカバンに入れたうえで足下に置き、机の中及び周辺には何も置かないこと。
- ⑤ スマートフォンや携帯電話、スマートウォッチ等通信機能のある電子機器類は電源を切って、カバンの中に入れること。なお、試験中に電子機器類が作動した場合は、不正とみなされることがある。また、試験室を退室するまで電子機器類の電源を切っておくこと。
- ⑥ 試験開始から 30 分を経過した後で入室することはできない。
- ⑦ 試験中は試験室外に出てはならない。体調不良等、やむを得ない場合は教員の許可を得ること。なお、試験中にトイレに行くことも原則として認めないので、あらかじめ済ませておくこと。
- ⑧ 試験開始後、教員の許可がない限り退室を認めない。
- ⑨ 壁や机などへの書き込みを一切禁じる。
- ⑩ 受験中は物品の貸借を一切禁じる。
- ⑪ 受験中は不正行為と疑われるような行為を厳に慎むこと。疑わしい行為をした学生には、当該試験の受験資格を停止し退室を命じることがある。
- ⑫ 試験終了後は、鉛筆や消しゴムを机の上に置き、加筆、訂正等を行わないこと。
- ⑬ 答案の回収は、教員の指示に従うこと。
- ⑭ 中途退室する時は速やかに退室しホール等では静粛にしておくこと。
- ⑮ 試験に不正行為があった場合は、当該試験を含め、その期の試験すべてを不合格とする。
- ⑯ 試験室内での飲食は厳禁とする。

3 成績の評価

(1) 成績の評価

成績の評価は、100 点を満点とし、その評価は、担当教員が次の基準により行います。ただし、再試験に合格した者の成績は、60 点となります。

| 評 価 | 成 績 | GP | 成 績 評 価 基 準 | 判 定 |
|-----|------------|-----|-------------------|-------|
| S | 90点以上 | 4.0 | 学修目標を達成し、極めて優秀である | 合 格 |
| A | 80点以上90点未満 | 3.0 | 学修目標を十分に達成している | |
| B | 70点以上80点未満 | 2.0 | 学修目標を達成している | |
| C | 60点以上70点未満 | 1.0 | 学修目標を概ね達成している | |
| D | 60点未満 | 0.0 | 学修目標を達成していない | 不 合 格 |

(2) GPA 制度

薬学部では、学生の成績を総合的に評価するために GPA 制度を導入しています。GPA の算出には以下の式を用います。通常は小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位までを表示します。

$$GPA = \frac{\sum (\text{各科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数})}{\sum (\text{履修登録科目の単位数})}$$

(3) 異議申立

成績評価に関して、下記のような場合は確認または異議を申し立てることができます。

- ① 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの。
- ② シラバス等により周知している成績評価方法・基準に照らして、成績等について疑義があるもの。

確認または異議申し立てを行う場合は、所定の期間に「成績評価に対する確認書または異議申立書」を事務室に申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいかない者が、問い合わせ、確認また異議申立を行う制度ではありません。

4 単位の授与

(1) 単位の授与

授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位が与えられます。

単位を修得した授業科目は、再び履修することはできません。ただし、授業担当教員が認めたときは、その科目を聴講することができます。

(2) CAP 制

薬学部では、自学自習の時間を確保するため、年間 44 単位の年間登録上限 (CAP 制) を設けています。

(3) 既修得単位の認定

薬学部に入學する前に他の短期大学又は大学等において単位を修得している者は、本学部の授業科目の履修により修得したものとみなして、25 単位を上限に既修得単位として認定できる場合があります。所定の期日までに「既修得単位等認定申請書」を事務室まで申請してください。注意事項を本学ホームページに公開していますので確認してください。

※注意事項公開場所

本学トップページ>入試・入学案内>入学前の既修得単位認定について
>既修得単位認定申請における注意事項 (薬学部のもの参照してください)